主 文

原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人中村有作及び同大石和昭作成の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

論旨は、事実誤認の主張であって、原判決は、被告人が、「平成15年8月30日ころ、麻薬であるN、 α -ジメチルー3、4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA。以下「麻薬」という。)を含有する」錠剤1錠(以下「本件錠剤」という。)を、「麻薬を含む身体に有害で違法な薬物であるかもしれないが、それでも良いという認識」で、所持したと認定したが、(1)本件錠剤に麻薬が含有されていたか否かは不明であり、また、(2)被告人は上記のような認識を有していなかったから、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある、というのである。

る、というのである。 そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討する。 まず、上記(1)の点について検討するに、原判決が、(事実認定の補足説明)の 第2、3項で説示するところは相当であり、この点に関し、原判決に事実の誤認が あるとは認められない。

次に、上記(2)の点について検討する。

 人に譲渡するまで錠剤を見たりすることはなかった。」などとも供述しており、てなれらによれば、本件錠剤の形状、色調に関する上記供述剤の形状、色調に関する上記供述剤の形状、色調に関する上記供述剤の形状、色調に関する上記供述剤の形状、色調に関するの供述に一切誤謬がなかったとも認め難いところであるとした原判決は、加えていると言わざるを得ず、その判断を是認することは出来ない。授助を受いて、当初からチャック付きビニールのでは、スがラのなどの性別のであるとは出来なのにといるもののなどのは、メアグラのようなものでを説であるには、当初からチャック付きビニールのでは、は、高度の整合性以の前科がなく、違法薬物関係者との交近を発えらるのが合理いてら、違法薬物関係者との交近を考えられない合きである。体錠剤はAから本件錠剤を譲りされたものときえるのが合理いてられる頭について、は、Aからの入手を主はしては、Aからの入手を主はしていたとことはを発育されていた。とはたいであり、カルーには、Aからの入手を主によるである。か不明である。か不明である。から本件錠剤には、Aからの入手を主によったとは、Aからの入手を主によっていたとことによりである。

以上によれば、被告人が本件錠剤に麻薬が含有されていることを認識していたか 否かを判断するにあたっては、Aの供述を含む関係各証拠を総合して検討するのが相当であり、この見地によれば、被告人が本件錠剤を入手し、Cに服用させるまで の経緯、その後の被告人の行動等について、次の事実が認められる。すなわ ち, (1) Aは、平成15年8月中旬ころ、来店した男性客から、「女性用ヒメアグラみたいなものがあるけどいる。」などと言われ、代金6000円でチャック付き ビニール袋に入った本件錠剤を含む錠剤2錠を買い受け、これを更衣室の棚に置いていたこと、(2)Aは、その後、被告人が来店した際、「この間、女性用の興奮剤 で、ヒメアグラみたいなもの買ったんだけど。」などと話しかけたところ、被告人 で、ころうりつのたいなもの負うたんだける。」などと話しかけたところ、被占人がこれに興味を示し、欲しそうな素振りを見せたため、本件錠剤を含む錠剤2錠を被告人に無償で譲渡したこと、(3)被告人は、同月30日ころ、部下のEやDと共に、岡山市a町所在のクラブ「F」に赴き、同店個室内でホステスのC及びBの接待を受けたこと、(4)被告人は、その際、本件錠剤を取り出し、Cに飲むように勧めたところ、Cに何の薬か尋ねられ、「何の薬か俺も分からん。」などと答え、B やDらにも本件錠剤を見せ、更に、「この薬は、どういう効果があるかわからん。 だから、今、試すんじゃが。誰も飲んだこともないし、どうなるかわからん。」 「2錠飲んで、変な飛び方をしたら困るから、1錠だけ飲んでみて。」などとCに 話していたこと、(5) Cは、本件錠剤を手にして服用するか否か逡巡していたとこ ろ、不意にDに顎を掴まれて本件錠剤を口の中にふくまされ、「苦い、苦い。」などと騒いでいたが、Bの準備した水で本件錠剤1錠を全て嚥下したこと、(6)C は、その後間もなく、昏倒して病院に搬送され、急性薬物中毒と診断されたこ (7)被告人は、Cが昏倒したことを知らされ、Bから本件錠剤と同じ錠剤があ れば出すように申し向けられたが、これを拒否し、暫くして上記クラブを出た後、 残っていた錠剤を投棄したり、Aに電話し、本件錠剤が大丈夫な薬か問い合わせる などしたこと, (8)前述のとおり被告人は, これまで業務上過失傷害罪による罰金 前科を有するのみで、これまで薬物事犯に係わった形跡は全く窺われないことなど の事実が認められる。これに対し、被告人は、「本件錠剤は睡眠薬であると思って いた。本件当時、Cが本件錠剤を見つけて、『これ何。』と聞くので、『睡眠薬だ。』などと言って手渡したところ、いつの間にかCが自ら服用していた。」など と供述するが、A、C、B及びDの各供述その他の関係各証拠に反し、本件一連の経緯にそぐわず、不自然、不合理であるから、上記供述を信用することは出来な

以上の事実によれば、被告人が、本件錠剤を女性用の興奮剤と認識してAから譲り受けたことは明らかであり、その後本件犯行に至るまでの間、本件錠剤に麻薬が含有されていることに気付いた様子も存せず、本件当時、被告人の部下2名やホステスらの目前で、いわば衆人環視ともいえる場所で平然と本件錠剤を取り出し、Cに対し、面白半分に本件錠剤を服用するように勧めるなどの軽率かつ不用意な行動に及んでいることに徴すると、本件錠剤をCに服用させる際、被告人が、「麻薬を含む身体に有害で違法な薬物であるかもしれないが、それでも良いという認識」を有していたとするには合理的な疑いが残ると言うべきである。

原判決は、被告人が本件錠剤を取り出してCが本件錠剤を飲むに至るまでの被告人の言動、被告人が本件錠剤と同種の錠剤を提出することを拒否し、その錠剤を捨てたこと、被告人の弁解が不自然、不合理であることなどを主たる根拠として、被告人は本件錠剤が麻薬を含む身体に有害な違法な薬物であるかもしれないが、それでも良いという認識を有していたと説示するが、上記諸点は、被告人が本件錠剤を女性用の興奮剤と認識していたが、Cが昏倒するという予想外の事態に直面したための言動として了解できる余地もあることに徴すると、これらの諸事情のみから、被告人が本件錠剤に麻薬が含まれていることを未必的に認識していたと推認することは相当ではない。

論旨は理由がある。

よって、刑訴法397条1項(382条)により原判決を破棄し、同法400条 ただし書により当裁判所において無罪の言渡しをすることとし、主文のとおり判決 する。

する。 平成16年9月22日 広島高等裁判所岡山支部第1部

判長裁判官	安	原		浩
裁判官	石	原	稚	也
裁判官	吉	#	広	幸